省令第十二条において準用する省令第九条第三項に規定する確定補正係数				○・九九六二三
省令第十六条第一項第一号に規定する額				一円七十銭
省令第十六条第一項第二号に規定する額	国民健康保険を行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合に係るもの			百十一円六十銭
	国民健康保険を行う市町村及び国民健康保険組合以外の保険者に係るもの	保険医療機関等及び指定訪問看護事業者に係るもの（薬局に係るもの（社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十六条第一項に規定する審査委員会（以下「基金審査委員会」という。）における審査の申出を行わない場合に限る。）を除く。）並びに老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下「旧老健法」という。）第六条第四項に規定する老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「施行法」という。）第二十四条の規定による改正前の老人保健法（以下「旧老健法」という。）第四項に規定する老人保健施設をいう。以下同じ。）に係るもの（施行法第二十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧老健法第四十六条の二第一項の規定による老人保健施設療養費の支給（以下「旧老人保健施設療養費の支給」という。）に係るものに限る。）	九十九円四十銭
		薬局に係るもの（基金審査委員会における審査の申出を行わない場合に限る。）		四十九円六十銭
省令第十六条第二項において準用する省令第八条第一項第二号に規定する率		保険医療機関等及び指定訪問看護事業者に係るもの（薬局に係るもの（基金審査委員会又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十七条第一項に規定する国民健康保険診療報酬審査委員会（以下「国保審査委員会」という。）における審査の申出を行わない場合に限る。）を除く。）並びに老人保健施設に係るもの（旧老人保健施設療養費の支給に係るものに限る。）		○・○○○○○
		薬局に係るもの（基金審査委員会又は国保審査委員会における審査の申出を行わない場合に限る。）		○・○○○○○

平成十八年改正法附則第三十八条の規定によりなおその効力を有することとされた平成十八年改正法第七条の規定による改正前の老人保健法第五十六条第四項に規定する確定負担調整加算率　○・○○○○○○○○○○○○○○○

○厚生労働省告示第百八十七号

介護保険法等の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令（平成十一年厚生省令第九十一号）附則第二十四条の規定に基づき、平成二十二年度における老人保健施設療養費等確定率を次のように公示する。

平成二十四年三月二十九日　厚生労働大臣　小宮山洋子

介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第二十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二十四条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条第一項に規定する老人保健施設療養費等に要する費用に係る老人保健施設療養費等確定率（同法第五十六条第二項に規定する老人保健施設療養費等確定率をいう。）は、〇・〇〇二九五三八五七一三八八とする。

○農林水産省告示第八百四十三号

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第二百七条第二項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が別に定める事項を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十四年三月二十九日　農林水産大臣　鹿野　道彦

1　農業協同組合法施行規則（以下「規則」という。）第二百七条第二項の農林水産大臣が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　対象役員（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「組合」という。）の役員（組合の常務に従事しない者を除くことができる。）をいい、直近の事業年度中に退任した者を含む。以下同じ。）及び対象職員等（組合の対象役員以外の役員及び職員（直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。）であって、組合から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として組合から受ける財産上の利益又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規定する賃金をいう。以下この項において同じ。）を受ける者のうち、組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいう。以下この項において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二　対象役員及び対象職員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

三　対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項

四　対象役員及び対象職員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、報酬等の体系に関し参考となるべき事項

2　組合が子会社等（農業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する子会社等をいう。）を有する場合における規則第二百七条第二項の農林水産大臣が別に定める事項は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一　対象役員及び対象職員等（組合の対象役員以外の役員及び職員並びにその主要な連結子法人等（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第五十八条第一項第一号に規定する連結子法人等をいう。以下この号において同じ。）の役員及び職員（直近の事業年度中に退任又は退職した者を含む。）であって、組合又はその主要な連結子法人等から高額の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として組合若しくはその主要な連結子法人等から受ける財産上の利益又は労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。以下この項において同じ。）を受ける者のうち、組合及びその主要な連結子法人等の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいう。以下この項において同じ。）の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務に関する事項

二　対象役員及び対象職員等の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

三　対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項

四　対象役員及び対象職員等の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

○農林水産省告示第八百四十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、平成二十三年五月二十四日付けをもって次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十四年三月二十九日　農林水産大臣　鹿野　道彦

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期限が平成26年5月24日となったもの			
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称　住所
生第23863号	46重焼燐	加工りん酸肥料	小野田化学工業株式会社　東京都千代田区大手町二丁目6番2号
生第45748号	40苦土重焼燐1号	加工りん酸肥料	小野田化学工業株式会社　東京都千代田区大手町二丁目6番2号